

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（7件）【建設局公園緑地部公園管理課】  
2
- 地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】  
20
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】  
21
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】  
22
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】  
23
- 収納事務の委託【子ども家庭局科学館普及課】  
27

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】  
28

北九州市告示第 2 5 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の 種類等	金額				備考
	入 園 料	区分	一般	小・中学校 の児童及び 生徒	
白野江 植物公 園	個人  団体（ 25人 以上）	1 人 1 回	300円	150円	国民の祝日及び緑化 に関する行事をする 日で、市長が特に必 要があると認めて規 則で定める日につい ては、無料で入園さ せるものとする。
			240円	120円	
			300円	150円	
白野江 植物公 園駐車 施設	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以 内)	1,000円	300円	大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、道路交通 法の一部を改正する 法律（平成 2 7 年法 律第 4 0 号）による 改正前の道路交通法 第 3 条に規定する ところによる。
	普通自動車				

北九州市告示第254号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月15日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額					備考	
	入園料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童以下の者（4歳未満の者を除く。）		
到津の森公園	入園料	個人	1人1回	800円	400円	100円	購入の日から3月間にわたって2回以上入園することができる入園券を利用する場合の入園料の額は、1,000円とする。
		団体（25人以上）	1人1回	600円	300円	50円	
到津の森公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法	
	普通自動車			600円			

					律第40号) による改正前の道路 交通法第3 条に規定す るところに よる。
ひび き動 物ワ ー ル ド	入 場 料	区分		一般	小・中学 校の児童 及び生徒
		1人1回		300円	150円
		回数券（ 4枚つづ り）	1人1回	1,000円	500円

北九州市告示第 2 5 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額				備考		
	山田緑地	入園料	無料				
森の家	各室利用料	区分	9 時～1 2 時		1 2 時～1 7 時		1 多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	6,900 円	7,950 円	9,900 円	11,850 円	
	大会議	1,650 円	2,550 円	2,400 円	3,900 円		

	室					<p>の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。</p> <p>2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。</p>
	小会議室	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用	施設名	30分又はその端数ごとに				
	多目的ホール					1,220円
	大会議室					420円
	小会議室					350円
	講習室					560円

	料	映像室		420円	
山田緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			300円	

北九州市告示第 2 5 6 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額					備考		
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児				
志井ファミリープール	入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	波のプールを 1 回、川下りプールを 3 回以上利用することができる入場券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあつては 1, 0 0 0 円、小・中学校の児童及び生徒にあつては 6 0 0 円とする。		
		個人	1 人 1 回	4 0 0 円	2 0 0 円		5 0 円	
		団体（2 5 人以上）	1 人 1 回	3 2 0 円	1 6 0 円		4 0 円	
	施設利用料	波のプール	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		幼児	
			個人	1 人 1 回	3 0 0 円		1 5 0 円	5 0 円
			団体（2 5 人以上）	1 人 1 回	2 4 0 円		1 2 0 円	4 0 円
	川下りプール	1 人 1 回		1 0 0 円				



その他 利用料	コインロッカー	1回	100円
------------	---------	----	------

北九州市告示第 2 5 7 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額				備考
	入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	
響灘緑地広場	入園料	1 人 1 回	1 5 0 円	7 0 円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		個人		1 人 1 回	
ポニー広場	乗馬料	団体（2 5 人以上）	1 人 1 回	3 0 0 円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の

場					下に乗馬するときに限る。		
	1頭につき30分又はその端数ごとに			3,000円			
	馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者		
1人1回		300円		150円			
熱帯生態園	区分		一般		小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回		350円		200円		
	回数券(4枚つづり)	1人1回	1,000円		500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円		
	講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円		
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円		

							規定の額の 15割に相 当する額) とする。
冷 暖 房 設 備 利 用 料	施設名		30分又はその端数ごとに				
	イベントホール		420円				
	講習室		140円				
	会議室		40円				
響 灘 緑 地 野 外 ス テ ー ジ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入 場料等を徴 収する場合 の額は、入 場料等の総 収入額に1 00分の6 を乗じて得 た額（当該 額が規定の 額の15割 に相当する 額に満たな いときは、 当該規定の 額の15割 に相当する 額）とする 。	
サ	自	区分	一般	中学校の	小学校の		

イク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	転 車 利 用 料			生徒	児童以下 の者		
		基 本 利 用 料	1台2時間 以内	300円	190円	150円	
		超 過 利 用 料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に	70円			
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回	100円			
響 灘 緑 地 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以 内）	1,000円			大型自動車 、中型自動 車及び普通 自動車の区 分は、道路 交通法の一 部を改正す る法律（平 成27年法 律第40号 ）による改 正前の道路 交通法第3 条に規定す	
	普通自動車		300円				

				るところに よる。
--	--	--	--	--------------

北九州市告示第 258 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 15 日

北九州市長 武内和久

施設の種類等	金額				備考	
	入場料	区分	一般	小学校の児童及び中学校の生徒		
旧安川邸	個人	1 人	260 円	130 円		
		団体（ 25 人以上）	1 回	200 円		100 円
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回 (1 日以内)	1,000 円		大型自動車及び中型自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 40 号）による改正前の道路交通法（以下「改正	

			前の道路交通法 」という。) 第 3条に規定する ところによる。
普通自動車	1台につき 30分又は その端数ご とに	100円。ただし、1日 に連続して3時間を超え て駐車したときは、1日 当たり600円	1 普通自動車 とは、改正前 の道路交通法 第3条に規定 する普通自動 車をいう。 2 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。



北九州市告示第 2 5 9 号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成 1 5 年北九州市条例第 1 9 号）第 8 条第 3 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成 1 5 年北九州市規則第 4 8 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

施設			金額		備考	
入場料			無料			
野外ステージ			1 時間又はその端数ごとに	1, 5 0 0 円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。	
キ ャ ン プ 施 設	テ ン ト 区 画	区画内に駐車することができる	1 0 時から翌日の 1 0 時まで	1 区画 1 回	4, 5 0 0 円  3, 0 0 0 円	1 0 時から 1 7 時までの区分によりテント区画を利用した場合で、1 7 時を超えて翌日の 1 0 時までの間の引き続く利用に係
			1 0 時から 1 7 時まで			

	もの				<p>る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。</p>
	区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		3,000円	
		10時から17時まで		1,950円	
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	普通自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	<p>1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。</p> <p>2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車</p>
				300円	

				、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
--	--	--	--	-----------------------------

北九州市告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和5年6月15日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

南高須公民館

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市若松区高須南一丁目から二丁目まで

4 主たる事務所

北九州市若松区高須南一丁目10番

5 代表者の氏名

田島 剛

6 代表者の住所

北九州市若松区高須南一丁目11番53号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 無し

職務代行者の選任の有無 無し

8 代理人の有無 無し

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和5年6月15日

北九州市告示第 261 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 15 日

北九州市長 武内和久

1 医科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
幸町外科医院	北九州市戸畑区千防三丁目 6 番 1 9 号	令和 5 年 6 月 1 日
医療法人団響会緑ヶ丘病院	北九州市門司区緑ヶ丘 3 番 5 号	令和 5 年 6 月 1 日
医療法人木下歯科医院	北九州市小倉南区徳力一丁目 1 4 番 5 号	令和 5 年 6 月 1 日

2 歯科

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人木下歯科医院	北九州市小倉南区徳力一丁目 1 4 番 5 号	令和 5 年 6 月 1 日

3 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
コスモス薬局沼南店	北九州市小倉南区沼南町一丁目 1 4 番 3 号	令和 5 年 6 月 1 日

4 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションえみのわ	北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目 1 3 番 1 号	令和 5 年 6 月 1 日

北九州市告示第 262 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40907 00404	さわやか小規模多機能清納館	北九州市八幡西区清納二丁目 1 番 13 号	株式会社さわやか倶楽部	令和 5 年 5 月 31 日

北九州市告示第 263 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 15 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 5 月 9 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	1 台	令和 5 年 5 月 25 日	西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転	6 台	令和 5 年 5	北九州市小倉北区青

車放置禁止区域		月 1 1 日	葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	8 台	令和 5 年 5 月 1 5 日	
	2 台	令和 5 年 5 月 2 4 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 5 月 1 8 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 5 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 5 月 2 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 8 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 9 日	
	3 台	令和 5 年 5 月 2 3 日	
	2 台	令和 5 年 5 月 2 4 日	
	2 台	令和 5 年 5 月 3 0 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 5 月 1 2 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 5 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 5 年 5 月 1 1 日	
	2 台	令和 5 年 5 月 1 5 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 1 7 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 2 4 日	



	3 台	令和 5 年 5 月 26 日	
J R 若松 駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 5 月 19 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 5 月 2 日	小石自転車保管所
	1 台	令和 5 年 5 月 29 日	
J R 八幡 駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 5 月 25 日	北九州市八幡西区大字藤田 2319 番 6
J R スペースワールド 駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 5 月 25 日	藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 5 年 5 月 10 日	
J R 黒崎 駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 5 月 9 日	
J R 折尾 駅周辺地区自転車放置禁止区域	7 台	令和 5 年 5 月 22 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城 駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 5 年 5 月 17 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 5 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2319 番 6 藤田自転車保管所
	2 台	令和 5 年 5 月 10 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 17 日	
	1 台	令和 5 年 5 月 25 日	
J R 九州工大前 駅自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 5 月 16 日	北九州市戸畑区三六町 13 番
	16 台	令和 5 年 5 月 26 日	三六自転車保管所
J R 戸畑 駅周辺地区自転車	4 台	令和 5 年 5	

車放置禁止区域		月 1 0 日
戸畑区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 5 月 1 2 日
	3 台	令和 5 年 5 月 2 6 日

北九州市告示第 264 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市科学館における使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 15 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

## 北九州市公告第400号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月15日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（8月分） 25キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年8月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 33キロリットル 令和5年7月頃

イ 34キロリットル 令和5年8月頃

ウ 33キロリットル 令和5年9月頃

エ 46キロリットル 令和5年10月頃

オ 20キロリットル 令和5年11月頃

カ 40キロリットル 令和5年12月頃

キ 62キロリットル 令和6年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年2月6日

#### (7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 期間 この公告の日から令和5年7月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4

時 30 分まで及び同月 21 日の午前 9 時から午後 2 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和 5 年 6 月 30 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同年 7 月 3 日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和 5 年 7 月 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 提出場所

第 1 号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和 5 年 7 月 10 日から同月 20 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 21 日午前 9 時から午後 2 時まで

イ 郵送による入札書の提出期限  
第1号アの場所に令和5年7月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年7月21日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 25KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., July 21, 2023

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., July 20, 2023

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu



## 北九州市公告第401号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月15日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・8月分） 3万4,800リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年8月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸 又は代船

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 2万9,500リットル 令和5年7月頃

イ 3万2,400リットル 令和5年8月頃

ウ 3万1,700リットル 令和5年9月頃

エ 3万600リットル 令和5年10月頃

オ 2万9,500リットル 令和5年11月頃

カ 2万8,500リットル 令和5年12月頃

キ 3万1,500リットル 令和6年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年2月6日

#### (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和5年7月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日の午前9時から午後2時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年6月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同年7月3日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年7月10日から同月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年7月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年7月21日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 34,800L

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., July 21, 2023

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., July 20, 2023

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu